令和７年１０月１日改正版

福島空港送客支援事業補助金 FAQ

令和７年１０月１日制定
福島空港利用促進協議会

福島空港送客支援事業補助金をご申請いただくにあたり、よくある質問をまとめましたので、ご申請の前に今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

FAQ 上特に断りがない場合、条項は「福島空港送客支援事業補助金交付要綱」のものを指しております。また、本 FAQ は随時更新いたしますので、あらかじめご承知ください。

記

＜申請方法・宛先・期限について（共通）＞

Q１．　補助金の交付申請先はどこですか？また、どのような方法により行えばよいですか？

Ａ１．　「福島空港利用促進協議会」宛てに申請してください。電子メールのほか、郵送でも受付けております。

電子メールの場合

fkskuko_hojo@pref.fukushima.lg.jp

郵送の場合

郵便番号：960-8670　福島市杉妻町 2-16

電話番号：024-521-7127

福島空港利用促進協議会（事務局：福島県観光交流局空港交流課）

Q２．　交付申請は、いつまでに行わなければならないですか？

Ａ２．　第３条の規定により、「当該事業を実施する日の 15 日前まで」としていますので、旅行出発日の１５日前（土日祝日含む）までに申請書を作成し、提出してください。なお、１５日前を過ぎた提出は受付けることができませんのでご注意ください。

例）事業（旅行催行）実施日が１０月２４日（金）～２６日（日）の場合

→ **１０月９日（木）までに提出**

日	月	火	水	木	金	土
		10/1	10/2	10/3	10/4	10/5
10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
				１５日前 申請期限	１４日前	１３日前
10/12	10/13 スポーツの日	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18
１２日前	１１日前	１０日前	９日前	８日前	７日前	６日前
10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25
５日前	４日前	３日前	２日前	１日前	旅行初日	２日目
10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	
最終日						

※カレンダーは2025年の場合

＜補助金交付対象の条件・提出書類について（団体旅行利用促進支援）＞

Q３．　補助金の申請は、誰ができますか？

A３．　第２条の規定により、次のいずれかに該当する旅行会社としております。

- 福島県内に住所を有する旅行会社
- 栃木県又は茨城県に住所を有する旅行会社
- 福島県、栃木県又は茨城県に住所を有する旅行会社で、複数の旅行会社により構成される団体

Q４．　旅行会社の定義はありますか？

A４．　旅行業法に基づく観光庁長官登録（第１種旅行業）、本社所在地の都道府県知事登録（第２種旅行業、第３種旅行業）を受けていることを想定しています。

なお、一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）又は一般社団法人日本旅行業協会（JATA）の会員かどうかは問いませんが、上記会員でない場合、福島空港利用促進協議会では旅行業法に基づく登録の有無を確認できませんので、交付申請書提出時に、「登録行政庁・種別・登録番号・社名・住所・代表者名」を記載した任意様式を併せて提出してください。

Q５．　対象の路線は、どの路線ですか？

A５．　第２条第１項の規定により、福島空港の国内路線における「定期便」又は「チャーター便」としております。具体例は下記のとおりです。

例）国内**定期便**の場合

→　航空会社…全日本空輸（ANA）又はアイベックスエアラインズ（IBX）

路線：大阪（伊丹）路線又は札幌（新千歳）路線

例）国内**チャーター便**の場合

→　航空会社…フジドリームエアラインズ（FDA）、ソラシドエア（SNJ）、日本トランスオーシャン航空（JTA）など

※タイガーエア台湾（TTW）による台湾便は、本補助金の対象外です。

Q６．　福島空港の往復利用、片道利用とは具体的に例示するとどうなりますか？

A６．　福島空港の往復利用にあたり、往路・復路で使用する航空会社が異なっていても、問題ありません。

なお、片道利用とは、他空港又は新幹線を利用し出発又は帰着する場合をいいます。

例）大阪（伊丹）路線利用の場合

往路：ANA1696　→　復路：IBX81/ANA3181　⇒　往復利用

往路：（他空港または新幹線）　→　復路：ANA1697　⇒　片道利用

Q７．　１申請団体あたりの上限額「１０万円」とは何ですか？

A７．　旅行会社としての上限ではなく、「受注型団体旅行」の催行単位における上限額です。

例）依頼者：XYZ クラブ、福島空港往復利用、参加人数 15 名の場合

→　往復@10,000 円×15 名=150,000 円となりますが、

交付決定額は **100,000 円**が上限となります。

Q８．　行程都合上、参加者の福島空港利用が「往復」「片道」混在する場合、補助額はどのようになりますか？

A８．　別表１「補助額」欄に記載のとおりです。

例）往復利用７名、片道利用１名（団体人数８名）の場合

→　往復@10,000 円×7 名=70,000 円、片道@5,000 円×1 名=5,000 円

合計 70,000 円+5,000 円=75,000 円

Q９．　交付決定後に参加人数が減りました（例：８名→６名）。この場合でも、補助の対象となりますか？

A９．　補助の対象になるかどうかは、個別案件ごとに判断する必要がありますので、参加人数が減った場合は、必ず、福島空港利用促進協議会まで申出てください。

なお、この事例の、参加人数が８名から６名（-２名）となった場合は、別表１「補助対象事業」の記載条件には合致しますので補助対象ではありますが、人数減による変更がありますので、参加人数の減少が判明し次第、事業（旅行）開始前までに、第２号様式「変更（中止・廃止）承認申請書」を提出し、福島空港利用促進協議会の承認を受けてください。

Q１０．　交付決定後に参加人数が減りました（例：５名→４名）。この場合でも、補助の対象となりますか？

A１０．　補助の対象になるかどうかは、個別案件ごとに判断する必要がありますので、参加人数が減った場合は、必ず、福島空港利用促進協議会まで申出てください。

なお、個別事例を掲げると、下記のとおりです。

例）事業開始（旅行催行）の**前に**、旅行参加者申出により人数変更となった場合

→　５名から４名に減となった場合は、補助対象事業の条件から外れますので“補助の対象外”となります。速やかに第２号様式「変更（中止・廃止）承認申請書」を提出し、福島空港利用促進協議会よる事業の廃止承認を受けてください。

例）事業（旅行）**期間内**（初日又は期間中）**に**、参加者の体調不良等により急遽参加人数に変更があった場合

→　実績報告時、参加人数を変更して報告してください。

なお、補助は、別表第１「補助額」欄に記載のとおり、福島空港の利用実績数に応じて実施します。搭乗証明書等を確認し、福島空港利用促進協議会から「補助金の額の確定通知」を送付いたしますので、本通知に基づき、請求を行ってください。

Ｑ１１．　交付決定後に参加人数が増えました（例：７名→１０名）。この場合、増加した人数も含め、補助の対象となりますか？

Ａ１１．　参加者増加の判明後、事業（旅行）開始前までに、第２号様式「変更（中止・廃止）承認申請書」を提出し、必ず、福島空港利用促進協議会の承認を受けてください。

なお、事前申出や変更承認申請がなく、実績報告により参加人数増加の報告があった場合はこれを認めず、当初決定どおり（７名）で補助金交付を行います。

＜令和７年１０月１日付け改正について（共通）＞

ここでいう新要綱は「令和７年１０月１日付け施行」、旧要綱は「令和６年１０月１日付け施行」を指しています。

Ｑ１．　今回の要綱改正内容は何ですか？

Ａ１．　従来の内容から、単価や条件を変更するなどの大きな変更はありませんが、「補助対象事業主体の拡大」及び「片道利用時の適用単価の明確化」を行いました。

Ｑ２．　令和７年１０月１日以前に補助金の交付申請をしています。福島空港利用促進協議会からの交付決定の通知はまだ受けていませんが、何か対応は必要ですか？また、補助金額はどちらの要綱により決定となりますか？

Ａ２．　補助金の交付申請日が令和７年１０月１日以前であるため、改正前の要綱（令和６年１０月１日施行）に基づき交付決定の審査をいたしますので、申請者の対応は不要です。補助金の交付は、旧交付要綱に基づき実施いたします。

Ｑ３．　令和７年１０月１日以前に補助金の交付申請を行い、既に交付決定の連絡を受けています。１０月１日以降に、行程の変更や参加人数の変更がありました。新旧どちらの要綱に基づき変更申請を行えばよいですか？

Ａ３．　申請日が令和７年１０月１日以前に補助金の交付申請を行っているものについては、旧要綱に基づいて実績報告や交付請求を行ってください。

Ｑ４．　令和７年１０月１日以前に補助金の交付申請を行い、既に交付決定の連絡を受けています。実績報告や交付請求は、新旧どちらの要綱に基づいて実施すればよいですか？

Ａ４．申請日が令和７年１０月１日以前に補助金の交付申請を行っているものについては、旧要綱に基づいて実績報告や交付請求を行ってください。